

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人大学院連合メンタルヘルスセンターという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を、大阪市内に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、人がいきいきと働くことが出来る社会の実現に向けて、メンタルヘルスの分野から産業組織体の活性化を図るための事業を行う。労働者ならびにその家族の福祉の増進に寄与するとともに、心理諸科学に関する学術の振興と社会教育の推進にも力を入れる。特に、メンタルヘルスに対する実効ある支援を行う臨床心理士、公認心理師等の養成及び支援と、この領域の研究・開発を行うことを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第2条別表の以下の活動を行う。

- 1号 (保健、医療又は福祉の増進を図る活動)
- 2号 (社会教育の推進を図る活動)
- 4号 (学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動)
- 10号 (男女共同参画社会の形成の促進を図る活動)
- 15号 (職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動)
- 17号 (前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動)

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 会員、専門家による、心理・メンタルヘルス・組織の活性化のための指導、教育セミナーの事業
- (2) 心理臨床に関する専門知識を身につけた者および目指す人たちの能力開発（スーパービジョン）および雇用の確保のための事業
- (3) 教育機関・医療機関との連携により、心理諸科学に関する学術の振興を図り、社会教育を推進する事業
- (4) メンタルヘルスに関する調査研究（ストレス、健康調査）ならびに指導・助言事業
- (5) 組織の活性化のための調査研究（モチベーション、組織調査）ならびにコンサルテーション事業
- (6) その他、前各号の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって法上の社員とする。

正 会 員	この法人の目的に賛同し、会の運営に熱意を有し、事業推進に協力するため入会した個人
賛助会員	この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人又は団体
準 会 員	この法人のサービス受益者として、大学・大学院在籍者、臨床心理士、公認心理師等の資格取得を目指している個人

(入 会)

第7条 会員として入会しようとするものは、当法人の定める入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 代表理事は、会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第9条 会員は、退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。
 - (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (2) 会費を1年以上滞納し、理事会において納入の意思がないものと判断したとき。

(除 名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において出席正会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役 員

(役員の種類)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上 15名以下
- (2) 監事1名以上 2名以下
- 2 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。なお、理事は正会員とする。

- 3 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。
 - (1) 代表理事 1名
 - (2) 副代表理事1名以上 2名以下
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第13条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任 期)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、役員の再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の監事が選任されていない場合は、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第16条 役員が次の各号いずれかに該当するときは、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。ただし、その役員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又は定款に著しい違反する行為のあったとき。
- (2) 心身の故障のために、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (3) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その業務を執行するために要した費用を弁償することができる。

- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

(総会の権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 監事の選任・解任及び職務
- (6) その他の運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第22条 総会は、代表理事が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリもしくは電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、

可否同数のときは、議長の決するところとする。

- 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(書面表決等)

第 26 条 やむを得ない理由のために、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 27 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。)
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人 2 名以上が、議長とともに署名押印をしなければならない。

第 5 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第 29 条 理事会は、この定款に定めるもののほか次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 30 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第 31 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、フ

アクションもしくは電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。但し、全役員（理事と監事）の同意があるときは、この招集手続きを経ずして直ちに開催することができる。

4 理事会の開催方法は、特に必要と認める場合に限り、WEB会議方式を導入する。

（議 事）

第32条 理事会の議長は、その都度理事の中から選出する。

2 理事会においては、理事の現在数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

3 理事会の議事は、この定款に別段に定めがある場合を除くほか出席理事数の過半数をもって決する。

4 理事会の議事については、事務局において議事録を作成し、保存し、議長及び出席理事の中から選任された議事録署名人1名が署名押印しなければならない。

第6章 資産、会計及び事業計画

（資 産）

第33条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 会費

(3) 寄附金品及び助成金

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

（資産の管理）

第34条 資産は、理事会の議決を経て、代表理事が管理する。

（経費の支弁）

第35条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）

第36条 この法人の事業計画及び予算は、代表理事が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

（予備費の設定及び使用）

第37条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるために、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第38条 第36条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告書及び決算）

第 39 条 代表理事は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定により、監事の監査を経て、総会の承認を得た事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書は、所轄庁に提出しなければならない。

(借入金)

第 40 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 41 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 事務局

(設 置)

第 42 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、責任者その他の職員を置くことができる。
- 3 事務局の職員は、代表理事が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第 43 条 主たる事務所には、法第 28 条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えて利害関係者に閲覧させなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 44 条 この定款の変更は、総会において 正会員総数の 2 分の 1 以上が出席し、その出席者の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

(解 散)

第 45 条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による認証の取消し
- 2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の 4 分の 3 以上の承認を経なければならない。

(残余財産の処分)

第 46 条 この法人の解散のときに有する残余財産は、法第 11 条第 3 項の規定に掲げるものうち、総会で議決したものに帰属させるものとする。

第9章 雑 則

(公 告)

第 47 条 この法人の公告は、官報に掲載してこれを行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。

(委 任)

第 48 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附 則

1 (施行日)

この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 (会 費)

この法人の設立時の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

会員区分	年間会費	
正 会 員	個人会員	1 口 10,000 円 (1 口以上)
賛助会員	個人会員	1 口 8,000 円 (1 口以上)
	団体会員	1 口 10,000 円 (1 口以上)
	団体会員の内、3 大学※	1 口 10,000 円 (300 口以上)
		※ 関西福祉科学大学、帝塚山学院大学、帝塚山大学
準 会 員	個人会員	1 口 3,000 円 (1 口以上)

3 (設立当初の役員)

この法人の設立当初の役員は、第 12 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日までとする。

代表理事	森下 高治
副代表理事	三戸 秀樹
〃	西川 隆蔵
理 事	大野 太郎
〃	神澤 創
〃	長見 まき子
〃	平田 まり
〃	三柴 丈典

〃	三島 佐智
〃	宮川 治樹
監 事	谷垣 昭啓

4 (設立初年度の事業計画及び予算)

この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 36 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 (設立初年度の事業年度)

この法人の設立初年度の事業年度は、第 41 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

役員名簿

2024年6月10日現在

代表理事	三戸 秀樹	関西福祉科学大学 名誉教授
副代表理事	高橋 誠	大阪教育大学名誉教授
理事	有光 興記	関西学院大学 教授
理事	児玉 龍治	龍谷大学 教授
理事	西川 隆蔵	帝塚山学院大学 副学長、教授
理事	臼井 新之介	大阪大学 名誉教授
理事	本岡 寛子	近畿大学 教授
理事	永田 俊代	関西福祉科学大学 元教授
理事	鶴田 英也	神戸女学院大学 准教授
監事	石谷 真一	神戸女学院大学 教授
監事	山本 昌弘	特定社会保険労務士